

宮崎県市町村立学校共同学校事務室設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、市町村立学校における共同学校事務室の設置及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 市町村教育委員会は、市町村教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する2校以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する2校以上の学校のうちいずれか1校に共同学校事務室を設置することができる。

2 共同学校事務室は、共同して複数校の事務・業務を効果的・効率的に実施することによって事務機能の強化を図り、各学校の管理運営を支援するとともに学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第14号（第49条及び第49条の8において準用される場合を含む。）で規定される、事務をつかさどる職である事務職員が、管理職を補佐して自律的な学校運営を推進するために必要な取組を行う。

3 第1項により共同学校事務室を設置する学校を「中心校」といい、中心校以外の学校を「連携校」という。

4 市町村教育委員会は、共同学校事務室に室長及び所要の職員を置く。

(業務内容)

第3条 市町村教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号。以下「政令」という。）第7条の2の規定に基づき、共同学校事務室が取り扱う業務内容を定めることとする。

(室長の指名及び業務)

第4条 市町村教育委員会は、中心校及び連携校の事務職員の中から室長を指名する。

2 室長に指名しようとする者が県費負担教職員である場合は、別紙様式1により県教育委員会の同意を得なければならない。

3 室長は共同学校事務室の業務を掌理する。

4 室長の固有の業務は次のとおりとする。

(1) 共同学校事務室の年間計画案の策定及び運営に関すること。

(2) 共同学校事務室の運営等に必要な会議の開催に関すること。

(3) 取組状況の評価に関すること。

(4) 連携校の校長、市町村教育委員会その他関係者との連絡調整に関すること。

(副室長の指名及び業務)

第5条 市町村教育委員会は、中心校及び連携校の事務職員の中から副室長を指名することができる。

2 副室長の指名に関しては、前条第2項の規定を準用する。

3 副室長は室長を補佐し、室長に事故があるとき又は室長が欠けたときは、その職務を代行する。

(室員の指名及び業務)

第6条 市町村教育委員会は、中心校及び連携校の事務職員のうち、室長及び副室長以外の事務職員を室員に指名する。

2 県費負担教職員の室員への指名については、県教育委員会による県費負担教職員に対しての兼務発令をもって政令第7条の3における任命権者の同意があったものとみなす。

3 室員は、室長の指示により共同学校事務室の業務を行う。

(共同学校事務室運営協議会)

第7条 共同学校事務室の運営方針等を決定するため、市町村教育委員会は共同学校事務室運営協議会を設置することができる。

2 共同学校事務室運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項は、市町村教育委員会が定める。

(年間計画・報告書の提出)

第8条 市町村教育委員会は、毎年度3月末までに共同学校事務室年間計画・報告書(別紙様式2)を県教育委員会に提出しなければならない。

(県教育委員会の役割)

第9条 県教育委員会は、共同学校事務室の効果的かつ効率的な運営に資するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県費負担事務職員への兼務発令
- (2) 関係校長、室長、その他事務職員等に対する研修の実施
- (3) 市町村教育委員会への助言
- (4) その他共同学校事務室の設置及び運営に必要な条件整備等

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

(別紙様式1)

文書番号

年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

〇〇市町村教育委員会教育長

共同学校事務室の室長及び副室長の指名について（協議）

このことについて、下記のとおり指名したいので、宮崎県市町村立学校共同学校事務室設置要綱第4条第2項（第5条第2項において準用される場合を含む。）の規定に基づき協議します。

記

室長・副室長の別	共同学校事務室名	所属名	職名	氏名

(別紙様式2)

共同学校事務室年間計画・報告書

年度	市町村	〇〇地区共同学校事務室		
業務内容	目標、方法、計画等	区分	前期取組状況	年度末取組状況、成果、次年度への課題等

※1 「目標、方法、計画等」の欄は、できるだけ数値目標や到達目標を盛り込むなど、具体的に記入する。

※2 「区分」の欄には、業務内容の性質に応じて次の番号を記入する。

①：適正化に資する取組 ②：効率化に資する取組 ③：業務改善に資する取組 ④：その他

※3 「前期取組状況」は、9月末時点における進捗状況等を記入する。

※4 この報告書は、市町村教育委員会、教育事務所を経て3月末日までに県教育庁教職員課に提出すること。